

## 大阪市犯罪被害者等支援に関する条例案／条例にかかる各種支援事業(案)

### <条例制定の意義>

- ・いつ誰に起きるかわからない犯罪の被害者等に対する支援に取り組む本市の姿勢を、より明確に示すことができるとともに、犯罪被害にあった場合には、条例に基づいた支援が受けられるという安心感を市民に持ってもらうことができる。

### <これまでの経過>

- (国) ▼平成16年12月：「犯罪被害者等基本法」制定  
▼平成28年4月：「第3次犯罪被害者等基本計画」策定
- (本市) ▼平成19年11月：「犯罪被害者等支援のための総合相談窓口」設置  
▼平成30年11月：犯罪被害当事者団体より、市長へ条例制定を求める要望書の提出  
▼平成30年11月：市長が「条例を制定して大阪市の意思を示し、給付金制度を創設する」と表明。  
▼平成31年3月～6月：「犯罪被害者等支援条例制定に係る懇話会」計3回開催
- (府) ▼平成31年4月：「大阪府犯罪被害者等支援条例」施行

### <条例案の概要>

#### ▼目的

本市における犯罪被害者等の支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の軽減及び回復を図るとともに、市民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

#### ▼見舞金の支給及び日常生活の支援等 <新規施策>

犯罪被害者等に対し、見舞金の支給や、日常生活に必要な家事支援等その他支援を行います。

#### ▼被害発生初期段階における支援 <新規施策>

犯罪被害者等に対し、関係機関等と連携して、被害発生初期段階において本市から接触を図るなど、被害者等の状況に応じたアウトリーチ支援を行います。

#### ▼総合相談窓口の設置等

犯罪被害者等の支援に関する相談窓口を設置し、犯罪被害者等が抱える様々な問題についての相談対応及び情報の提供を行います。

#### ▼当事者や有識者からの意見を施策に反映

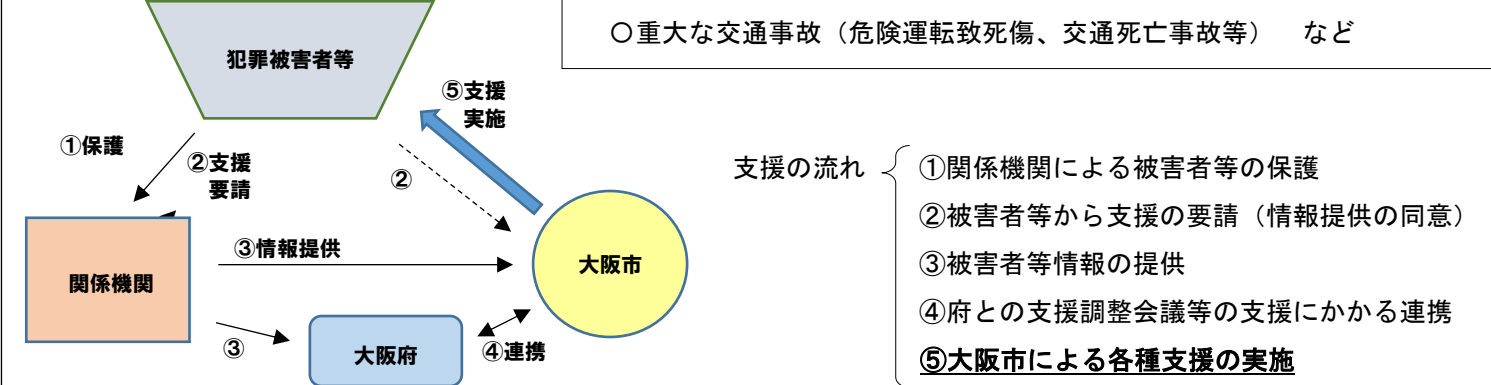
犯罪被害者等の支援について、犯罪被害者等や有識者などからの意見を施策に反映させるよう努めます。

### <被害発生初期段階における支援イメージ>

被害発生初期段階において本市から接触を図るなど、被害者等の状況に応じたアウトリーチ支援を行う。

基本的には大阪府内で発生した犯罪被害で関係機関から被害者等情報の提供があった場合、もしくは被害者等から本市へ直接連絡があった場合を想定。

(イメージ図)



#### ▼主な支援内容

- 犯罪被害者等からの相談対応、各種届出の補助及び被害状況に応じた各種支援制度の案内。
- 犯罪被害等支援に精通した弁護士による初期段階での法的サポートなど関係機関と連携した支援の実施。
- 関係機関が集まる大阪府犯罪被害者支援調整会議（ケース検討会議）に参画し、被害者等への中長期的な支援の実施。

### <条例にかかる各種支援事業(案)>

#### ▼被害発生初期段階支援・相談対応業務

被害発生初期段階におけるアウトリーチ支援をはじめ、犯罪被害者等からの相談対応や各種支援制度の申請補助、関係機関の紹介等にかかる業務などについて専任の職員を配置し、被害者等支援を行う。

#### ▼見舞金の支給

- 遺族見舞金・・・殺人、傷害致死等により亡くなられた被害者の遺族へ支給
- 重傷病見舞金・・・1か月以上の療養、かつ入院3日以上を要する重傷病を負った被害者本人へ支給
- 性犯罪被害見舞金・・・強姦等の性犯罪の被害者本人へ支給

#### ▼日常生活支援等の各種支援（※支援内容ごとに金額、回数、期間などに上限を設定）

- ホームヘルプサービス・・・家事ができなくなった場合に、ホームヘルパーを派遣
- 配食サービス・・・食事の用意ができなくなった場合に、食事(弁当)を配達
- 一時保育費の助成・・・就学前の子の施設への一時預かり費用を助成
- 精神医療費の助成・・・医療費の自己負担分を助成
- 犯罪被害者等の支援に精通した弁護士相談
- 転居費の助成・・・現住居に住めなくなった場合に、新住居への転居費を助成

#### ▼広報・啓発

条例や各種支援施策にかかる市民・事業者等への広報のためのパンフレット等を作成。